

長浜市告示第237号

長浜市経営発展支援事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第168号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月1日

長浜市長 浅見 宣義

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（事業の着手）

第5条 第3条第2項の規定による承認を受けた者は、原則として補助金の交付決定後に補助対象事業に着手するものとする。ただし、補助対象事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事由により補助金の交付決定前に着手する必要がある場合は、長浜市経営発展支援事業交付決定前着手届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

長浜市経営発展支援事業交付決定前着手届

長浜市長 あて

住 所
名 称

長浜市経営発展支援事業補助金交付要綱第3条第2項の規定により承認を受けた事業計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上補助金の交付決定前に着手したいので、同要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1. 交付決定を受けるまでに実施する事業に損失が生じた場合、天災地変その他の自らの責に帰さない事由であっても、当該損失は自らが負担すること。
- 2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合に異議を申し立てないこと。
- 3. 実施する事業は、着手してから交付決定を受けるまでの期間内に計画変更を行わないこと。

表

事業名	着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前に着手する理由	
事業費	補助金交付申請 (予定) 額	うち国費	うち県費	うち市費

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。